北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例

山梨県太陽光発電施設の適正な設置と維持管理に関する条例(以下「県条例」)の施行に伴い、市条例の一部改正を行いました。

自然環境、景観、市民の安全・安心な生活環境との調和を図り、 魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的としています。

許可制

発電出力または太陽電池の合計出力が10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合、 許可が必要になります。<u>※県条例においては、10kW未満の設備も対象となります。</u>

特定区域

(令和4年4月1日県条例改正による)

以下の区域(設置規制区域含む)に該当する場合、標識の設置前に協議が必要です。

国立公園、国定公園、県立自然公園、保安林、自然環境保全地区、自然記念物、 農地及び採草放牧地、鳥獣保護区特別保護地区、生息地等保護区

<u>土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、砂防指定地、地すべり防止区域</u>、 **急傾斜地崩壊危険区域、国有林、地域森林計画対象民有林**(通称5条森林)

県条例の「設置規制区域」に該当 ⇒ 県条例の許可を受ける必要があります。

※市の許可は不要となりますが、市条例の規定事項(許可基準等)を満たす必要があります。

周 知

許可申請前に事業計画の周知が必要です。

- ○**標識の設置** (1m×1m以上)
 - ・事業者名・連絡先、設置場所・面積、合計出力、実施予定期間などを記載
- ○地域住民等への説明
 - ・事業区域が所在する行政区の行政区長
 - ・事業区域から100m以内の範囲の方(居住者、土地・建物所有者)
 - ※事業の実施について理解を求め、地域との調和を保つよう努める責務があります。
 - ※説明の方法等については、地域住民等の意見を踏まえ、誠実に取り組んでください。

許可基準

- ① 自然環境との調和からの基準
- ② 景観との調和の観点からの基準
- ③ 生活環境との調和の観点からの基準
- ④ 事業の実施が確実であること(FIT法の認定の取得、電力需給契約の締結など)
- ⑤ 事業に必要な他法令の許認可や確認を取得していること
- ⑥ 太陽光モジュールの高さ:地盤面から**2m以下**(営農型は除く)
- ⑦ | 隣地境界までの距離:太陽光モジュールの最高の高さ以上を確保(最低1m以上確保)
- ⑧|標識の設置
- ⑨ パワーコンディショナー騒音等軽減措置

許可後の対応

- ○許可標識の設置(横35cm×縦25cm以上)
- ○県条例に基づく県への施設設置届出書の提出
- ○発電設備設置完了後⇒完了届の提出・検査の実施
- ※適合の通知を受けてから発電を開始しなければなりません。違反した場合は許可が取り消されます。 ※県条例の許可を受ける場合においても、市条例に規定する完了検査を実施します。

罰則等

維持管理不完全や基準に適合していないときなどは、国への情報提供、氏名等 の公表、許可の取消し、5万円以下の罰金などが科されます。

■お問い合わせ:北杜市まちづくり推進課 TEL:0551-42-1361

北杜市における太陽光発電設備の設置にかかる手続フロー

事

前協議

地

域へ

の

周

知

説

明

許

可

申

請

施

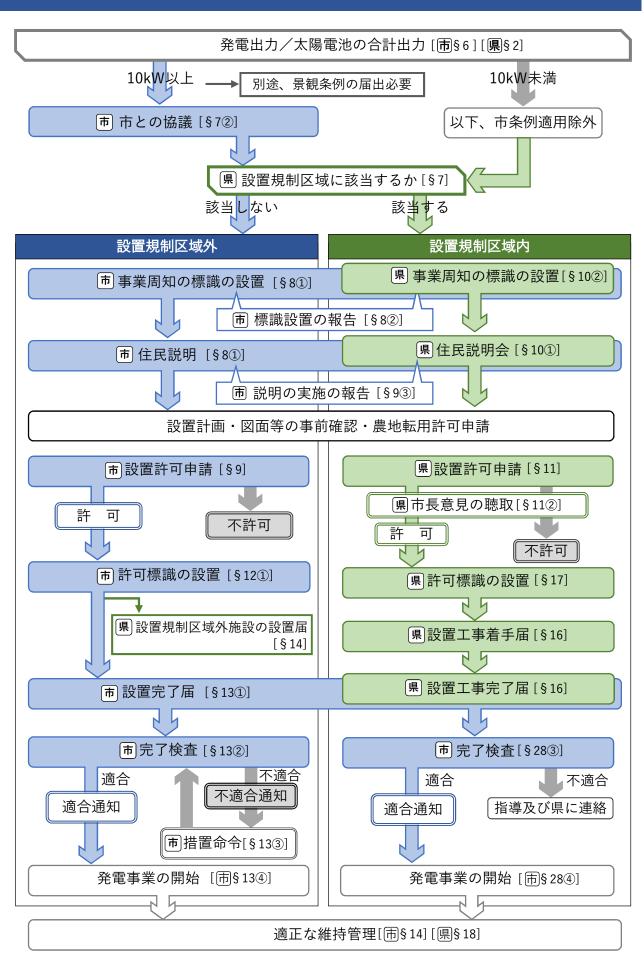
I

検

査

運転

開始



- 市北村市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の規定事項
- 県 山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の規定事項